

平成30年度第2回新居浜市地域包括支援センター運営協議会議事録

1 開催日時 平成30年9月5日(水) 14:00～15:30

2 開催場所 新居浜市役所3階 応接会議室

3 出席者

委員：浅井委員、近藤委員、坂上委員、神野委員、鈴木委員、知元委員、續木委員、土岐委員、野口委員、三木(博)委員、三木(由)委員、宮内委員、山本委員(13名)

事務局：地域包括支援センター：所長・古川、主幹・伊藤、副所長・佐々木、越智、コーディネーター・奥平

介護福祉課：課長・木俣

4 会議内容

1 第2回新居浜市包括支援センター運営協議会

「地域支援事業－各事業の進捗について」

(1) 地域包括支援センターの業務推進体制

(2) 各事業について

(3) 保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標

2 生活支援体制整備第1層協議体

3 その他

5 傍聴者 1人

6 議事録

| | |
|----|--|
| 会長 | <p>定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第2回新居浜市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の議事の確認をいたします。資料の会次第をご確認ください。本日の議題は、運営協議会としては「地域支援事業－各事業の進捗について」、そして、「生活支援体制整備事業 第1層協議体」の大きく2つとなっております。前回ゆっくり協議ができなかった分、本日は十分に話し合えたらと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、委員の出席状況を確認いたします。</p> <p>本日の会議は、委員数14名に対し、現在出席の委員さんは13名ですので、新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条の会議の成立要件であります過</p> |
|----|--|

| | |
|-----|---|
| | <p>半数以上の出席を満たしておりますことを確認いたします。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入りますが、委員の皆様の忌憚のない活発なご意見を願いたいと思います。</p> <p>議題「地域支援事業－各事業の進捗について」ですが、一括で報告されますと大変長くなりますので、会次第にありますように、1「地域包括支援センターの業務推進体制」、2「各事業について」、3「保険者機能強化推進交付金に係る評価指標」を分けて話し合いを進めたいと思います。では事務局から、1の「地域包括支援センターの業務推進体制」について説明をお願いします。</p> <p>(事務局報告)</p> |
| 会 長 | <p>ありがとうございました。ただいまの「地域包括支援センターの業務推進体制」について、ご意見ご質問のある委員さんはご発言をお願いします。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 会 長 | <p>それでは、次の項目に移りますが、2の項目は1の体制とも関連がありますので、1についてのご意見もあわせて伺いたいと思います。では、事務局は2の「各事業について」説明をお願いします。</p> <p>(事務局説明)</p> |
| 会 長 | <p>ありがとうございました。ただいまの「各事業について」では、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業」のそれぞれについて、進捗状況と予定の報告がありました。意見交換に入りますが、各事業につきましても、先程の1の体制とも関連がありますので、事業の説明を受けて1の体制のご意見、ということでも結構です。たくさんの方の事業の報告でしたが、どの事業についても結構ですのでご意見ご質問のある委員さんは発言をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>二点教えてください。一点目が、法テラスとの意見交換がなされたとありますが、新居浜市は愛媛県高齢者虐待対応専門職チームと契約を結んでおり、虐待のことも接点を持っていると思います。そこにも弁護士や社会福祉士などの専門職チームがあって、いろいろなところがあっていいと思いますが、その住み分けはどうなっているのでしょうか。弁護士に随時相談できる体制があると書いてありますが、2つの組織の住み分けについてどう理解したらよいのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>虐待対応専門職チームについては、経済的虐待を含め権利擁護全般になることから、社会福祉士と弁護士がセットで日程調整した上で、こちらも事例報告をして、どのように市役所、関連のメンバーが対応を進めていくかという、大変具体的で突っ込んだ</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>話し合いを長時間するということになります。</p> <p>法テラスについては、そこに至るまでの一回一回の“これについては法的にはどう考えたらよいのか”という問合せ先として、大変便利に活用させていただいています。</p> <p>回数関係では、意見交換会として2か月に1回、年6回開催ということになりますが、これは事例があろうとなかろうと、普段学習している私たちの疑問についても法的な解釈でお答えいただくということになります。あくまで虐待対応専門職チームに来ていただくときには、この人に対してどのように手を差し伸べられるのか、どういう介入の仕方があるのかということをも具体的に相談する場として、限られた回数をうまく活用していくというところで住み分けができればと考えています。</p> |
| <p>委員</p> | <p>よくわかりました。あと一点ですが、これはどの事業に該当するのかわかりませんが、ケアマネジャーに対する成年後見制度の学習会などを1回でも2回でもいいので機会を確保できたらいいのかなと思います。というのは、私は成年後見活動を行っていますが、ヘルパーやデイサービスなどの事業所とは接点は持っていますが、プランを作るケアマネジャーとの接点が意外と少なかったりします。ケアマネジャー自身は、成年後見制度について勉強されていると思いますが、どこまで知っているのかといつも思っています。どこかの機会、ケアマネジャーに対しても、成年後見制度について理解してもらえる勉強会があればと思います。ケアマネジャーが作ったプランに同意をするのが成年後見人ですが、そのあたりをどのように理解されているのかと常々思うこともありますので、そのような機会があれば、ぜひよろしくをお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>はい、検討します。宮内先生、法定研修の中でもこのあたりの事が單元の中に入っていたかと思いますが。</p> |
| <p>委員</p> | <p>はい。『基本的理解』の中で、対象の権利擁護や社会資源の活用の方法などで入れています。タイトルをつけて何時間もということはないですが、当事者の権利を擁護するというところで、認知機能が低下したときどう対処するか、成年後見制度、社会福祉協議会の生活支援、民生委員の活動などについて、多面的に講義をすることはあります。ケアマネジャーも、同じように学んでもそれが吸収できる場所は多少差異があると思いますので、いろんな場で研修ができれば良いと思っており、権利擁護、特に人権をいかに保障するかを説明したり、倫理の一部として伝えたりしているところです。研修も、実務研修から主任あるいは主任更新研修とレベルを上げていく中で、少しずつボリュームが増えていくようになっています。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>今年の介護支援専門員連絡協議会の総会では、利用者様の意思決定を支えるということで、弁護士にお話していただきました。そういった意味では、主に、『支える』という中にこういった話も入れながらお出ししていくという方向が良いのかなと思います。また検討していきます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | はい、お願いします。 |
| 会長 | その他、ございませんでしょうか。 |
| 委員 | 二点お願いしたいと思います。一つは、介護予防生活支援サービス事業について、対象者とマネジメント件数との関係について説明いただいたと思います。利用率が75%前後まで上がっており、当初は70%くらいだったので、1年間でずいぶん上がっているのは一つの成果と思いましたが、25%の人たちが一体どうなっているのか、そこを追加していただけるとより100%がわかるかと思います。 |
| 事務局 | まず、70%くらいと言われたのは、1番は認定者数、2番はマネジメント利用者数、それを割戻すと利用率がわかりますが、総合事業の始まり時は72.9%でしたが、30年7月が74.4%になりました。要支援認定を受けている方がサービスを利用していないということは、いつ利用しても良いようにと、介護認定から始めるのではなく、認定はされているけどサービスは使っていない、使いたくなったときにすぐ使えるようにという思いで認定を受けている方が多いようです。総合事業の事業対象者になることについては、一番最初は事業対象者ではなく介護認定から始まりますので、認定を受けて、そこで自立になった方がチェックリストで事業対象者になる、もしくは、今までは要支援1、要支援2としてサービスを利用していた方が、同じサービスを利用するのであれば、チェックリストによって認定を受けずに事業対象者になるということになります。そうすると、事業対象者の方は、ほぼ100%サービスを利用していることになります。そこで、認定を受けているけれどサービスを使っている方という差がここで2%少なくなっていますが、認定審査会にも経費がかかりますし、主治医の意見書等にも費用がかかりますので、極力、介護認定はサービスを利用する方が認定を受けて貰うということを考えていますので、そのあたりは少しでも改善できていると理解しております。 |
| 委員 | 効率としてはそうですが、2次予防対象者とかつて言っておりました人たちは、介護保険の申請とは違うところでチェックリスト、検診等で拾っていたのが、制度が変わって、その人たちは自主的に何かアクションを起こさないと介護の必要性が発生するまでわからないということが県内でいろんなところで耳にしまして、チェックリスト廃止が本当に妥当だったのか、それから介護予防と言いながら、予防レベルの人たちをどこでどう掴むのか、教室等いろんなところで努力されていると思いますが、それがうまくヒットすれば良いなと思います。2次予防事業対象者の事業は、国は失敗だったと言われますが、私は大切なアクションだったと思っていますので、そのあたりはこれからの課題として確認しました。 |
| 事務局 | 新居浜市は、介護予防のところではPPKの地域の拠点づくりに力を入れております。拠点も徐々に増えてきておりまして、この8月では66か所ということで、通いの場 |

| | |
|-----|--|
| | 作りということで、歩いて行ける間は歩いて行って、閉じこもり予防にも仲間をということにしております。 |
| 委員 | <p>個人を特定してわかるということと、数字として何パーセントという間には乖離がありますので、少しでも自分の足で立って歩ける人をいかに明確にするかということ、国の制度が後退した部分もあるかと思っておりますので伺いました。その事業と事業の間を繋いでいただくことで、住民のとりこぼしが少しでも無くなると良いなと思っております。</p> <p>もう一点ですが、包括的継続的ケアマネジメント業務の中で、個別ケア会議をもう3年実施しているというご報告がありました。これはネットワークを強化するとか、連携協働という意味でも意義がありますが、その中で説明された各専門職が相互に学習するアセスメント学習会、これはあまり県内でも実施しているところは少ないので、すごく良いことだと思います。これは、自分たちだけで相互に学ぶという段階から、さらに新居浜市内にあるこの領域の多様な専門職を巻き込むことによって、これからケアマネジメントの個別ケア会議あたりにその方たちが入ってくださることで、対象者のケアマネジメントの質が上がることを狙っているということでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>そうです。できるだけ地域におられる専門職をこの会に巻き込んでいくことが、たとえば、医療と介護の連携推進事業にしてもすごく連携しやすくなっていますし、意見も出しやすくなっているという利点があると思っております。ですので、包括の中だけで何かを考えるのではなく、地域の方、地域の専門職と考えていく、その土台としてのこのアセスメント学習会というのは良い部分があると思っております。</p> |
| 委員 | <p>ありがとうございます。実際に関わっている職種以外も入っているという、メンタル面や口腔の問題など記載がありましたので伺いました。</p> |
| 事務局 | <p>たとえば、口腔であれば、通常来ていただいているメンバーにいなかったのですが、言語療法士に来ていただいたりするなど、柔軟に行っております。</p> |
| 会長 | <p>はい、その他ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、次に移りたいと思います。保険者機能強化推進交付金に係る評価指標についてご説明をお願いします。</p> <p>(事務局説明)</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご意見・ご質問、ございますでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>赤字のところの説明がなかったのですが、これは国が一定のデータで弾き出すという</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>部分がありますよね。書かなくていいよというもの。たとえば、個別ケア会議あたりは、受給者数分のケース検討件数となると、質的に時間をかけて丁寧にした分が、逆に評価が低くなる可能性があります。その辺りは、ヒアリングやいろんところで話しをしていかないと、特に新規事業などは、みんな試行しながら改善に取り組んでいるので、特に赤字で示しているところはデータで比率を出しているので書かなくていいと言われているが、一番書きたいところではないかと思いますので、そのあたりはQ&Aを見てしっかり話しをされる必要があるのかと思いました。</p> |
| 事務局 | はい。 |
| 会 長 | <p>その他ありませんか。</p> <p>無いようでしたら、運営協議会を通しての議題は以上でございます。各報告内容について、みなさまにご承認いただいたということでよろしいでしょうか。</p> <p>それではご承認いただいたということで確認をさせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、生活支援体制整備事業、第1層協議体について意見交換に移りたいと思います。事務局からご説明お願いいたします。</p> <p>(事務局説明)</p> |
| 会 長 | <p>ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見をお伺いします。何かご意見はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 会 長 | <p>では第1層協議体を終了とします。以上で予定している議題は終了ですが、最後に何かご意見等があれば発言を受けたいと思いますが、何かございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 会 長 | <p>ありがとうございました。それでは、最後に事務局からその他について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>次回の日程は11月末～1月前半の中で、地域密着型のサービス委員会と併せて開催させていただきたいと思います。両方ありますので、2時間から2時間半を予定していただくことになります。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、本日は長時間に渡りまして、ご熱心にご協力いただきましてありがとうございました。本日の議題にもございましたが、保険者機能を強化しようということで、推進交付金の話がありましたが、その中で運営協議会に対する評価という項目もござ</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>います。そう言ったこともございまして、我々も非常に責任を痛感するわけでございます。非常に暑かった夏もこれからだんだんと涼しくなって冬に向かってまいります。そのあとは冬越えということになるかと思いますが、みなさまの組織体、あるいは地域において、地域包括ケアの推進に向けましてご尽力をいただけますようお願い申しあげまして、本日の会を終了したいと思います。本日はありがとうございました。</p> |
|--|---|